イ　使用しなくなる日　平成28年度（予定）
ウ　使用しないという決定を行った経緯及び理由
　旭労災病院は増改築工事を行う予定となっており、一部の既存建物等は使用しないという決定を行いました。
エ　将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額
　種類及び帳簿価額　建物等　当事業年度の期末帳簿価額　550,834,376円
　回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

⑶　山陰労災病院
ア　使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要
　用　途　病院
　場　所　鳥取県米子市
イ　使用しなくなる日　未確定
ウ　使用しないという決定を行った経緯及び理由
　山陰労災病院は増改築工事を行う予定となっており、既存建物等は使用しないという決定を行いました。
エ　将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額
　種類及び帳簿価額　建物等　当事業年度の期末帳簿価額　未確定
　増改築工事の詳細が確定していないため、当該固定資産の帳簿価額は記載しておりません。
　回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

⑷　大阪労災病院
ア　使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要
　用　途　病院
　場　所　大阪府堺市
イ　使用しなくなる日　未確定
ウ　使用しないという決定を行った経緯及び理由
　大阪労災病院は増改築工事を行う予定となっており、既存建物等は使用しないという決定を行いました。
エ　将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額
　種類及び帳簿価額　建物等　当事業年度の期末帳簿価額　未確定
　増改築工事の詳細が確定していないため、当該固定資産の帳簿価額は記載しておりません。
　回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

⑸　釧路労災看護専門学校
ア　使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要
　用　途　看護学校
　場　所　北海道釧路市
イ　使用しなくなる日　未確定
ウ　使用しないという決定を行った経緯及び理由
　釧路労災看護専門学校は増改築工事を行う予定となっており、既存建物等は使用しないという決定を行いました。
エ　将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額
　種類及び帳簿価額　建物等　当事業年度の期末帳簿価額　未確定
　増改築工事の詳細が確定していないため、当該固定資産の帳簿価額は記載しておりません。
　回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

⑹　大阪労災看護専門学校
ア　使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要
　用　途　看護学校
　場　所　大阪府堺市
イ　使用しなくなる日　平成28年度（予定）
ウ　使用しないという決定を行った経緯及び理由
　大阪労災看護専門学校は増改築工事を行う予定となっており、全ての既存建物等は使用しないという決定を行いました。
エ　将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額
　種類及び帳簿価額　建物等　当事業年度の期末帳簿価額　179,511,102円
　回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

⑺　岡山労災看護専門学校
ア　使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要
　用　途　看護学校
　場　所　岡山県岡山市
イ　使用しなくなる日　平成29年度（予定）
ウ　使用しないという決定を行った経緯及び理由
　岡山労災看護専門学校は増改築工事を行う予定となっており、全ての既存建物等は使用しないという決定を行いました。
エ　将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額
　種類及び帳簿価額　建物等　当事業年度の期末帳簿価額　191,787,626円
　回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

20.〔不要財産に係る国庫納付等の関係〕

（単位：円）

①	資産種類		建物等	土地	現金及び預金
②	資産名称		労災リハビリテーション長野作業所		政府出資見合いの資産として承継した事務所及び宿舎等の敷金返戻金
③	帳簿価額	⑴取得価額	421,632,356	306,168,713	11,681,312
		⑵減価償却等	421,632,184	0	0
		⑶帳簿価額	172	306,168,713	11,681,312
④	不要財産となった理由		平成19年12月の「独立行政法人整理合理化計画」と平成22年12月の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受けたこと。		当機構の設立の際、政府出資見合いの資産として承継した事務所及び宿舎等の敷金のうち、設立以降に事務所の移転や縮小、宿舎の退去等に伴い生じた敷金の返戻金（平成27年３月末までに新たに敷金として差し入れたものを除く。）について、使用計画がなく、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がない財産と認められるもの。